***	* ***	{ } * }	{ } * }	(%)	{ ※}	* **	* **	(%)	* **	* **
*										*
*	社	会	福	祉	法	人	光	仁	会	*
*										*
*			役員	員等幸	设酬夫	見程				*
*										*
*										*
* **	* ***	* *>	* *>	{ * * *	{ ※}	« **	* **	< % >	* **	* **

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光仁会(以下「当法人」という)の役員等の報酬等 に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び第三者委員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上勤 務する者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職 手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分され るものとする。
 - (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費(宿泊費を含む) 及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
 - (1) 常勤理事については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。
- 2 常勤理事に対する退職手当は、常勤理事として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

- 第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各 号に定める範囲内で、理事会において決定する。
 - (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、賃金規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表第3に定める額
 - (2) 交通費については出張旅費規程に準ずる額
 - (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、出張旅費規程に基づき、旅費 (交通費、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく 役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて 定める時期とする。
 - (1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、 原則としてその前日とする。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、また職務のため出張をした都度支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の報酬等にあっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意が得られれば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日 数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算 する。
- 4 本条第2項の規程にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数についは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- この規程は、平成25年 7月29日より適用する。
- この規程は、平成27年 2月 1日より適用する。
- この規程は、平成27年 6月 1日より適用する。
- この規程は、平成29年 6月17日より適用する。

別表1 (常勤理事の報酬)

	報酬の額 (月額)
理事長	500,000円

別表2 (常勤理事の退職手当算定式)

理事長	最終報酬月額×在任年数×3

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1)評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2)理事長

	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	25,000円

(3)理事

	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4)監事

	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(5)第三者委員

	日額
入居検討会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	なし